

総務環境委員会
請願・陳情一覧

○総務関係

(保留分)

平成28年請願第6号 議員報酬を決めるに当たっては、市民、納税者の声・意見を聞き、それらを反映させ、決まった議員報酬に対して、市民、納税者への説明責任を果たすことを求める件

(新規分)

平成29年請願第4号 政務活動費の収支報告書、会計帳簿及び領収証の全てをネットで公開することを求める件

平成29年請願第5号 現行の「議員報酬1455万円」は、民意を反映しているとは言いがたく、直ちに800万円に戻すこと等を求める件

平成29年陳情第4号 慰安婦像を韓国内外へ設置することに絶対反対・拒否する決議及び意見書提出に関する件

(保留分)

平成27年請願第5号 地方自治の堅持を求める意見書提出に関する件

平成27年請願第6号 地方自治の尊重を求める意見書提出に関する件

平成27年請願第7号 自治体及び住民意思の尊重を求める意見書提出に関する件

平成27年請願第14号 性的少数者の支援に関する件

議員報酬を決めるに当たっては、市民、納税者の声・意見を聞き、それらを反映させ、決まった議員報酬に対して、市民、納税者への説明責任を果たすことを求める件

請願者 守山区茶臼前14番24号
議員報酬引き上げを考える市民の会
代表 村 松 裕 子

要 旨

名古屋市議会では、3月8日、現行の特例条例である議員報酬の特例値を800万円から655万円も大幅に引き上げ、年間1455万円もの金額にする条例案を提出し、委員会の審議すら行わず本会議で採決を行い、可決した。

議会という、本来最も求められている機能である議論が不十分の中、数の力で押し通すやり方は、議会制民主主義の根幹を揺るがすものであり、市民、納税者として認めることはできない。

名古屋市会議員の議員報酬800万円は、わずか5年前、市民による「議会のリコール」という強い意志で行われた市会議員の再選挙による結果を受けて、議員全員の賛成による、全会派一致で決定されたものである。

それを今、市民から「報酬を引き上げることが非常に疑問である」との声が非常に強い中で、ただ三会派の議席が議会の3分の2を獲得したからという理由で、655万円という途方もない金額を決めるというのは、市民や納税者への説明が十分になされたとは言えない。

そもそも、議員報酬は、市民、納税者が必死に働いて得たお金である血税から支払われるものである。655万円を引き上げる理由、すなわち、議員のどういう活動になぜ必要かについて、一切の説明もせずに引き上げを決めることは、市民、納税者に対しての説明責任をみずから放棄したものであり、名古屋市議会基本条例にも背く行為である。

このことは、市民、納税者と議会との間において最も大切な信頼関係上、望ましいものではない。平成27年4月の市会議員選挙では、議員報酬の決め方について、提案三会派議員は、中日新聞のアンケート（4月8日付）に答えて、「報酬等審議会または第三者機関に審議を委ね判断」、あるいは「一定期間内にさまざまな方途での検討が望ましい」としている。

しかし、この約束は現時点において、何ひとつ実行されていない。

選挙で市民に選ばれた市会議員は議員報酬を決めるに当たっては、名古屋市議会基本条例第16条第1項において議員報酬に関する条例を制定するときには、「民意を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用することができる」とあるように市民、納税者の意見を聞き尊重すべきであり、また今回のように第三者機関を設置することなく、議員報酬を上げることを決定してしまった場合も市民、納税者に対し説明責任を果たさなければならない。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 議員報酬を決めるに当たっては、市民、納税者の声・意見を聞き、それらを反映させること。
- 2 決まった議員報酬に対しては、市民、納税者への説明責任を果たすこと。

(参 考)

平成28年4月25日 保 留

平成28年9月7日 保 留

政務活動費の収支報告書、会計帳簿及び領収証の全てをネットで公開することを求める件

請願者 守山区茶臼前14番24号
市民の会 なごや
共同代表 村 松 裕 子

要 旨

名古屋市議員に支払われている政務活動費は、その使途の公開が主権者及び納税者である市民に対し不十分な制度である。

昨年、メディア等でも大きく取り上げられた、富山市議会議員による政務活動費不正使用を発端に、多くの市議会議員が辞職に至った事件、岐阜市での同様の事件を受けて、納税者の不信が募っている。

また、本市においては「夜な夜な錦三で「天守の調査」？」や、「政活費で切手購入行脚」という政務活動費の使途についての新聞報道があった。

領収書の写しを誰もがネットから入手することができる制度になっていれば、政務活動費の不正使用は防げたのではないだろうか。

政務活動費も議員報酬同様に名古屋市民の血税から支払われていることは、深くご認識のことと存ずる。それゆえ、その使途は公開し、市民が情報を得られることが不可欠である。

現在のように、平日の昼間に議会事務局に行かなければ閲覧することができず、その上に紙での閲覧のため不便である。また、写しを受けて持ち帰るためには、1枚当たり10円のお金がかかるという現状があり、全部の写しを入手するには、多額の費用を負担しなければならない。これでは、市民、納税者への情報公開を果たしているとは言えない。直ちに政務活動費の収支報告書及び支出に係る領収書等をネットで公開することが、議員の責務ではないだろうか。

既に、50以上の府県市町議会において、領収書等のネット公開がなされている。市民のより一層の理解と信頼が得られるように、政務活動費の使途の透明化を進めてほしい。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 政務活動費の収支報告書、会計帳簿及び支出に係る領収書をネットで公開すること。

現行の「議員報酬1455万円」は、民意を反映しているとは言いがたく、直ちに800万円に戻すこと等を求める件

請願者 守山区茶臼前14番24号
市民の会 なごや
共同代表 村 松 裕 子

要 旨

名古屋市議会では、平成28年3月8日、議員報酬の特例値を800万円から655万円も大幅に引き上げ、年間1455万円もの金額にする条例案を提出し委員会の議論すら行わず本会議で採決を行い可決した。

議会に本来求められている機能である議論も十分せず、数の力で押し通すやり方は、議会制民主主義の根幹を揺るがすものであり、市民、納税者として認めることができない。

議員報酬は、全会一致で決めるべきものである。

名古屋市議会議員の議員報酬は、わずか6年前、市民による「議会のリコール」という強い意志で行われた市議会議員の再選挙による結果を受けて、議員全員の賛成による全会派一致で決定されたものである。

そもそも議員報酬は、市民、納税者が必死に働いたお金である血税から支払われるものである。市民、納税者へ一切の説明もせずに引き上げを決めるとは、言語道断である。

私たち「市民の会なごや」は、現在の議会三会派の「議員報酬の大幅引き上げ」に対する多くの市民の怒りの声を受け、「名古屋市議会解散請求」の署名活動に取り組み、11万余の市民・有権者の方々の署名をいただいた。残念ながら達成はできなかったが、その後も続々と「市民の怒りの声」は届いている。

議員報酬は、名古屋市議会基本条例第16条第1項において、「民意を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用することができる」とあるように、市民、納税者の意見を聞き、これを尊重し、市民・納税者に対して説明責任を果たした上で決めるべきものである。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 現行の「議員報酬1455万円」は、民意を反映しているとは言いがたく、直ちに800万円に戻すこと。
- 2 議員報酬を決めるに当たっては、「報酬審議会」のみに諮るのではなく、公聴会制度等を広く活用し、市民・納税者の声を聞き反映させること。
- 3 いまだ果たしていない議員報酬引き上げについての市民・納税者への説明責任を直ちに果たすこと

慰安婦像を韓国内外へ設置することに絶対反対・拒否する決議及び意見書提出に関する件

陳情者 大阪府大阪狭山市西山台4丁目2番9-510号

平野博義

要旨

我が国の領土で韓国が独島と呼び不法占拠を続けている竹島にまで、慰安婦像を設置する計画があると報道されている。

日本と韓国の歴史問題の最大のとげとされている慰安婦問題に関して、一昨年、韓国政府が元慰安婦の支援のために設立する和解・癒やし財団に、日本政府が10億円を拠出し、両国が、この問題について、最終的かつ不可逆的に解決するとの日韓合意がなされた。

ところが、2011年12月14日にソウルの日本大使館前に慰安婦像が設置された問題があることに加え、昨年末に釜山の日本総領事館前に慰安婦像が設置されたことをめぐり、韓国駐在の大使と在釜山の総領事が一時帰国するまでに発展した問題は、年を越しても、解決のめどは立っていない。

現在、慰安婦像は、韓国を中心に50体以上設置され、週刊誌によれば、外国も含め、80体設置することが目標と言われている。

また、京畿道議会の議員らは、2017年12月に竹島に慰安婦像を設置するために、設置費用総額で約680万円を目標とする募金活動を行った。

慰安婦像を設置している市民団体の一つがキョレハナである。韓国語でキョレは同胞、ハナは一つという意味であり、キョレハナは、北朝鮮を支援し南北統一を目指す団体と言われている。

懸案である釜山の日本総領事館前の慰安婦像は、撤去どころか、釜山市東区が、防犯カメラや安全フェンスを設置し管理することを検討しているようである。報道によれば、韓国の国定教科書の案では、ソウルの日本大使館前の慰安婦像の解説が強化されている。

大統領の職務を代行している黄教案首相は、慰安婦像の設置は、民間の団体が行っていることで、政府が関与するのは難しいと言っている。大使と総領事を韓国に帰任させられる状況ではない。

次期大統領選に出馬意欲があった藩基文元国連事務総長は、日本政府による10億円の拠出について、慰安婦像撤去が条件であれば、金を返すべきと発言していたそうである。

日韓合意は、国と国との合意である。私は、これらの問題を看過できない。国民が声を上げ、政府に国民としての意思を伝えるべきである。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 貴議会が、慰安婦像を韓国内外へ設置することに絶対反対・拒否する決議を行うこと。
- 2 貴議会が、慰安婦像を韓国内外へ設置することに絶対反対・拒否することを求める意見書を政府に提出すること。

地方自治の堅持を求める意見書提出に関する件

請願者 千種区覚王山通8丁目70番地の1 サンクレア池下1号棟1205号室

野々垣 真 美

要 旨

地方自治を軽んじているとしか思えない政府の姿勢は、看過できない。

昨年、名護市民及び沖縄県民は、4つの選挙で、辺野古に新基地をつくらせない意思を明らかにした。この民意を受けて、翁長知事は、就任直後である平成26年12月から、政府に再三面談を求めた。しかし、菅官房長官との会談が実現したのは、平成27年4月5日、安倍首相との会談が実現したのは、平成27年4月17日であった。会談の内容は、残念ながら県の声に耳を傾けるものとは言えず、日米首脳会談を直前にした、米国向けのアリバイづくりでしかないとの意見があることをマスコミも報じた。

沖縄防衛局と海上保安庁の姿勢は、国家による地方自治のじゅうりんと考える。

沖縄防衛局が進める、辺野古の沖合の海底ボーリング調査に対して、平成27年3月23日、翁長知事は、許可区域外の貴重なサンゴ礁が損傷されたことを理由として、海底作業の停止を指示した。これを不服とする沖縄防衛局は、林農林水産大臣に行政不服審査法に基づく審査請求と執行停止を申し立てた。琉球新報は、平成27年3月30日の社説で、沖縄防衛局の申し立ては、「身内による身内のための審査」であると言っている。

また、翁長知事の停止指示が出されたにもかかわらず、沖縄防衛局は、工事を継続し、海上保安庁は、基地建設に反対する多くの市民を強制排除している。

政府の姿勢は、地方自治の本旨の2つの柱を否定しかねない。

翁長知事は、安倍首相との会談で、日米首脳会談において、オバマ大統領に沖縄の意思を伝達するように強く要望した。しかし、平成27年4月28日の日米首脳会談では、県知事が反対でも辺野古移設を進めていくと安倍首相は強調した。一国の首相の民意を顧みないこのような姿勢は、住民自治を否定するものである。沖縄県民の代表である知事の要望を、形だけオバマ大統領に伝えて、真意を尊重しない姿勢は、団体自治を否定するものである。

沖縄の問題は、沖縄だけの問題ではない。

今や多くの国民が、国の強硬策を批判している。世論の高まりは、平成27年4月9日に創設された新基地建設阻止の辺野古基金が、平成27年6月17日までで、既に、振込件数3万5000件超で、3億4000万円を超えて集まっており、その約7割が沖縄県外から寄せられていることから明らかである。

国による沖縄への問答無用の基地建設強行は、地方自治の危機であると多くの国民が不安

を抱いている。

国が県を国の都合で、一方的に従わせようとしている姿は、いじめと同じである。しかし、沖縄県外の自治体の多くは、外交・安全保障は権限外として、見て見ぬふりである。国による沖縄への強行策を見過ごせば、今後、名古屋市を初め、全国で地方自治がじゅうりんされるおそれがある。翁長知事は、会談で、県がみずから基地を提供したことはないと強調した。銃剣とブルドーザーによって土地収用が強行され、本土復帰後も在日米軍の大半を背負わされたまま、今日に至っている沖縄から目をそらすならば、全国の自治体は、住民福祉の実現を主張する道義的根拠を失うことになりかねない。

ついでに、今こそ沖縄の声に共鳴して、貴議会在下の事項を内容とする意見書を国会並びに首相及び関係大臣に提出されるようお願いする。

1 住民自治及び団体自治を2本の柱とする地方自治を堅持すること。

(参 考)

平成27年7月17日 保 留

平成28年4月25日 保 留

平成28年9月7日 保 留

地方自治の尊重を求める意見書提出に関する件

請願者 名東区上管二丁目 804 番地の 2

新日本婦人の会名東支部

今 村 未 央

要 旨

憲法第92条には、地方自治の本旨が定められ、地方自治の本旨とは、住民みずからが地域のことを考え、みずからの手で治める住民自治と、地方公共団体が自主的に地域の実情に沿った行政を行う団体自治であると考えられている。

また、憲法第99条には、憲法を尊重し擁護する義務が定められており、憲法を尊重し擁護することは、公の職にある人々の義務とされている。

それにもかかわらず、政府が国主導という言葉のもとに、国民・市民の生活に直接影響を及ぼす諸問題について、住民自治、団体自治を尊重せず進めていく状況にある。

例えば、沖縄県民が選挙により示した、辺野古への米軍基地移設反対の意思を尊重せず、一方的に工事を進める基地移設問題がある。さらに、2015年5月22日には、核廃棄物の最終処分場を国主導で選定していくとの方針転換が、閣議決定されたばかりである。

については、地方自治の基本が揺らぐことは、全国の自治体の共通課題でもあるので、地方自治を守るため、民主主義と憲法を守るために、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国会及び政府に提出されるようお願いする。

1 地方自治を尊重すること。

(参 考)

平成27年7月17日 保 留

平成28年4月25日 保 留

平成28年9月7日 保 留

自治体及び住民意思の尊重を求める意見書提出に関する件

請願者 北区清水二丁目10番5号 レジデンスアービジョン7C

子どもを守り隊避難者グループ

加 治 貴 浩

要 旨

沖縄県民が選挙により示した、辺野古への米軍基地移設反対の意思があるにもかかわらず、沖縄県と政府が対立する様子を見て、民主主義及び地方自治による政治が脅かされていることに不安を感じる。この問題は一例にすぎないが、地方自治を進めようとする全ての自治体にとって、重要な問題である。

国策であれば、住民の意思は尊重されず、国に従うしかないのであれば、地方自治の存在意義はない。自治体に住む主権者が、まちのあり方を決める権利を持っており、基本的人権を守るのは自治体である。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国会及び政府に提出されるようお願いする。

1 自治体及び住民意思を尊重すること。

(参 考)

平成27年7月17日 保 留

平成28年4月25日 保 留

平成28年9月7日 保 留

性的少数者の支援に関する件

請願者 中区栄四丁目15番14号 栄ハイホーム 407号

特定非営利活動法人PROUD LIFE

代表理事 安間 優希

要 旨

セクシュアル・マイノリティ、LGBTともいう性的少数者とは、同性を恋愛の対象とする同性愛者や、心と身体の性が一致しない性同一性障害などの人々のことであり、民間調査機関である電通の2015年4月の調査によれば、人口の7.6%が性的少数者であるとされている。新聞やテレビなどのマスメディアでも取り上げられる機会がふえてきたとはいえ、依然として偏見は根強く、当事者の多くが生きづらさを抱えており、2012年に改定された国の自殺総合対策大綱でも、「自殺念慮の割合等が高い」と指摘されている。また、学校で「男らしくない」などと深刻ないじめを受けたり、自分の性に対する違和感を抱えながら、「誰にも相談できない」と悩んでいたりする児童生徒も少なくない。

こうした中、2015年3月には、馳浩衆議院議員を会長とする超党派の国会議員連盟が発足し、差別解消のための法的課題について検討されることとなった。また、地方自治体においても、大阪市が淀川区においてLGBT宣言を行い、電話相談事業やコミュニティスペースの設置を開始したほか、東京都渋谷区では、同性カップルに対して、パートナーシップを公的に証明する条例も成立した。

名古屋市においても、名古屋市男女平等参画基本計画2015において、セクシュアル・マイノリティ等の多様な生き方への理解促進を方針として位置づけ、市民団体との協働による講座の開催等を行っており、行政による進んだ取り組みの一つとして評価されている。

しかし、こうした取り組みは、まだ始まったところであり、公的相談窓口の設置などの支援策や、社会制度確立の検討などが求められている。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 性的少数者のための電話・来所による相談窓口やコミュニティスペースを設置すること。
- 2 パートナーシップ証明等の性的少数者に関する諸制度を検討するための調査や検討会の設置を行うこと。

(印)

きんぐをもちあわ

名古屋市議会

課題があるため
保留

(参 考)

平成27年11月13日 保 留

平成28年4月25日 保 留

平成28年9月7日 保 留

